上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
ピリカノカ	平成二十一年文部科学省告示第百十四号、平成二十二年文部科学省告示第二十号及び平成二十二年文部科学省告示第百二十九号	北海道紋別郡遠軽町西一丁目	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第一条第Ⅶ座標系を基準とする第Ⅶ座標系における点（Ｘ＝一四〇、五一・〇Ｙ＝三〇六、七〇・三メートル、Ｙ＝三、八七九・八メートル）、（Ｘ＝一四〇、五一・〇Ｙ＝三、八七九・八メートル、Ｙ＝三、八八〇・六メートル）、（Ｘ＝一四〇、五〇・八Ｙ＝三、八八〇・六メートル、Ｙ＝三、八八一・〇メートル）、（Ｘ＝一四〇、五〇・八Ｙ＝三、八八一・〇メートル、Ｙ＝三、八八一・二メートル）、（Ｘ＝一四〇、五〇・六Ｙ＝三、八八一・二メートル、Ｙ＝三、八八〇・六メートル）、（Ｘ＝一四〇、五〇・六Ｙ＝三、八八〇・六メートル、Ｙ＝三、八七九・八メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。	ピリカノカ
九度山（クトゥンヌプリ）				九度山（クトゥンヌプリ）
黄金山（ピンネタイオルシペ）				黄金山（ピンネタイオルシペ）
神威岬（カムイエトゥ）				神威岬（カムイエトゥ）
襟裳岬（オンネエンルム）		北海道虻田郡豊浦町字礼文華	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第一条第Ⅻ座標系を基準とする第Ⅻ座標系における点（Ｘ＝一四〇、五一・〇Ｙ＝三、七〇六・五メートル、Ｙ＝三、八七三・八メートル）、（Ｘ＝一四〇、五〇・八Ｙ＝三、八七三・八メートル、Ｙ＝三、八五九・六メートル）、（Ｘ＝一四〇、五〇・六Ｙ＝三、八五九・六メートル、Ｙ＝三、八六〇・二メートル）、（Ｘ＝一四〇、五一・〇Ｙ＝三、八六〇・二メートル、Ｙ＝三、八七〇・五メートル）、（Ｘ＝一四〇、五一・〇Ｙ＝三、八七〇・五メートル、Ｙ＝三、八七三・八メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。	襟裳岬（オンネエンルム）
				瞰望岩（インカルシ）カムイチャシ

○文部科学省告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日　　文部科学大臣　髙木　義明

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園	平成十九年文部科学省告示第六号	秋田県秋田市旭川南町	八六番七、八六番九、八六番一〇、八八番一一、八八番四

○文部科学省告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に地域を追加して指定し、同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日　　文部科学大臣　髙木　義明

			Ｙ＝三〇二一、九Ｋ・二六五メートル）、（Ｘ＝一四〇、七九六・二Ｙ＝三〇二一、九Ｋ・二六五メートル）、（Ｘ＝一四〇、七五〇・六Ｙ＝三〇二一、九Ｋ・四四六メートル）、（Ｘ＝一四〇、七五一・〇Ｙ＝三〇二一、九Ｋ・四四六メートル）、（Ｘ＝一四〇、七五一・〇Ｙ＝三〇二一、九Ｋ・四四七メートル）、（Ｘ＝一四〇、七五〇・六Ｙ＝三〇二一、九Ｋ・四四七メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
			備考　地域に関する実測図を北海道教育委員会、遠軽町教育委員会及び豊浦町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。